

議案第 87 号

狭山市社会福社会館の指定管理者の指定について

下記のとおり指定管理者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

狭山市社会福社会館

2 指定管理者として指定するもの

埼玉県狭山市入間川 2 丁目 4 番 13 号

社会福祉法人狭山市社会福祉協議会

会長 塩野谷 延 夫

3 指定の期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで

平成 25 年 11 月 27 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

狭山市社会福社会館の管理に関し、指定管理者を指定したいので、この案を提出するものである。